

令和4年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和4年4月11日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第3号

農地法第18条6項の規定による届出について

日程第4 議案第8号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和4年第4回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、9番佐藤委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には4番工藤委員並びに8番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3報告第3号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 3ページをお開きください。 報告第3号、受付番号3号の届出について、 解約の理由は、事業規模縮小のために、農地中間管理機構と合意解約をするものです。 4ページに解約に係る合意書の写し、5ページに農地法第18条第6項の規定による通知書の写し、6ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で説明を終わります。
議長	次に、日程第4議案第8号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	7ページをお開きください。

	<p>日程第4議案第8号農地法第3条第2項第5号の規定による、別段面積の設定について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の許可要件である下限面積については、農地法第3条第2項第5号の規定により、新郷村では農地の権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計面積及び耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、30a以下の場合許可できないこととなっております。</p> <p>また、農業委員会の適正な事務実施についての通達により、農業委員会は毎年別段面積の設定または変更の必要性について審議することとなっています。</p> <p>事務局としては7ページ議案書記載のとおり、引き続き村全域を30aとし、別段面積設定理由として農地法施行規則第17条第2項を適用するため問題ないと考えております。</p> <p>なお、参考に8ページに告示案を添付しておりますのでご覧いただくようお願いします。</p> <p>また、今回の総会でご承認を頂きました、同法施行規則第18条により告示を行いますのでご了承願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第5議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第5号および6号は関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>9ページをお開きください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画の決定について承認を求めるものです。</p> <p>当事案は公告にて権利移動する一括方式による貸借となっております。</p>

	<p>10ページをお開きください。</p> <p>受付番号第5号についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条による貸借期間が満了になり、今回更新にあたり、農地中間管理機構を介して貸借するため、新郷村長より令和4年3月25日付け新農林第452号で農用地利用集積計画について決定を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字宇藤坂下、地目は田で計4筆、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>11ページから14ページに協議に係る資料の写し、15ページに位置図、16ページに令和4年4月4日に撮影した現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第5号の説明を終わります。</p> <p>続きまして受付番号第6号についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条による貸借期間が満了になり、今回更新にあたり、農地中間管理機構を介して貸借するため、新郷村長より令和4年3月25日付け新農林第453号で農用地利用集積計画について決定を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字宇藤坂下、地目は田で、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>18ページから21ページに協議に係る資料の写し、22ページに位置図、23ページに令和4年4月4日に撮影した現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第6号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第9号受付番号第5号および6号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和4年第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 4月 11日

議 長 日向 將行

署名者 工藤 勉

署名者 佐藤 哲